

被解放自由人の墓碑における氏名の抹消とダムナティオ・メモリアエーユニア・プロクラの葬祭用祭壇 (CIL VI 20905) を中心として一

福山 佑子

1 はじめに

古代ローマではメモリア (memoria: 記憶・記録) を破壊する行為が行われていた。特にダムナティオ・メモリアエ (Damnatio Memoriae) という名で広く知られている処分では、被処分者の死後、元老院決議によって彫像の破壊、碑文からの氏名の削除などが行われた。このダムナティオ・メモリアエという言葉は近代の造語であり、古代には存在しないものである¹。それゆえ、このテクニカルタームの明確な定義は存在しない。しかし歴史学においては、対象となる人物の死後に元老院によって決議された処分という見方が一般的である²。これは、共和制期から続く「国家の敵」に対する刑罰の伝統も受け継いでいるからであり³、この点こそがダムナティオ・メモリアエを単なる記録物の破壊行為とは一線を画す存在に位置づけているのである。また 1980 年代以降、ダムナティオ・メモリアエとは被処分者のメモリアを破壊し、その人物を否定することのみを意図したものではなく、不名誉の付与をも意図していたという見解が広く認識されてきている⁴。特に近年では、ダムナティオ・メモリアエは様々な角度から研究が行われており、従来のような歴史学からのアプローチだけではなく、美術史学や碑文学の観点からの研究も増加している⁵。そ

略号 定期刊行物の略号は *L'année philologique* に従った。その他にかんしては以下の通りである。

CIL: *Corpus Inscriptionum Latinarum*, Berlin, 1863-.

ILER: *Inscriptiones Latinas de la España Romana*, Barcelona, 1971-72.

ILS: H. Dessau (ed.), *Inscriptiones Latinae Selectae*, 5 vols., Berlin, 1892-1916.

¹ *Damnatio Memoriae* という言葉は 1689 年の Schreiter-Gerlach による博士論文のタイトルとして用いられたのが初出であるとされている。Cf. Vittinghoff, F., *Der Staatsfeind in der römischen Kaiserzeit: Untersuchungen zur „damnatio memoriae,”* Berlin, 1936, p.66.

² Cf. Gizewski, C., “Damnatio Memoriae,” *Brill’s New Pauly* (2nd ed.) 4, Leiden, 2004, pp. 59-60.

³ Vittinghoff, F., *Der Staatsfeind in der römischen Kaiserzeit: Untersuchungen zur „damnatio memoriae,”* Berlin, 1936, pp. 9-12. 反逆罪 (crimen maiestatis) の処罰とみなされている。

⁴ Hedrick はダムナティオ・メモリアエとは「メモリアを破壊するものではなく、不名誉にするものであった」と位置づけているほか、Flower も 2006 年の著作において「記憶の制裁」が不名誉に繋がるものであったと述べている。また日本においても島田誠氏が、ゲルマニクスとピソの元老院決議の検討から、ダムナティオ・メモリアエはメモリアの抹消を目的とするものではなく、「記憶の形成」の一部であり、その汚名が永遠に残ることを意図していたと指摘している。Hedrick, C. W. Jr., *History and Silence: The Purge and Rehabilitation of Memory in Late Antiquity*, Austin, 2000, p. xii; Flower, H. I., *The Art of Forgetting: Disgrace & Oblivion in Roman Political Culture*, Chapel Hill, 2006, p. 236; 島田誠「ローマ帝政初期における過去の記憶の形成と「記憶の断罪」について」『学習院大学文学部研究年報』 55 (2009), pp. 43-71.

⁵ 詳しくは拙稿「政治手段としてのダムナティオ・メモリアエー悪帝ドミティアヌスの形成—」『西洋史論叢』 30 (2008), pp. 13-27 参照。

の中で、ダムナティオ・メモリアエを上述したような公的処分に限定せず、メモリアの破壊行為を総称する文化現象として捉える見方も生じている。この見解について美術史家の Stewart は、「ダムナティオ・メモリアエは狭義の意味では皇帝や国家の敵に対する社会的な立場を破壊するものである」としながらも、彫像などの破壊活動の総称という「広範な文化現象」を示すものとしても、ダムナティオ・メモリアエを用いるとした⁶。このように、ローマ社会で行われていたメモリアの破壊行為全般を包括的に検討することは、ローマ人の過去に対する意識、信頼性、絶対性を探る手がかりにもなりうる課題である。だが、このようなメモリアの破壊行為を、従来から行われてきたダムナティオ・メモリアエ研究の延長線上で捉え、更に同じダムナティオ・メモリアエという言葉で括ることに問題はないのだろうか。ダムナティオ・メモリアエという言葉に私的なメモリアの破壊行為をも含めるならば、これらの私的な行為にも、公的処分のような断罪や不名誉の付加といった意図が存在したのかを確認する必要がある。しかし、このダムナティオ・メモリアエの定義をめぐる問題は、これまでの研究では看過されてきたのである。

この文化現象としてのダムナティオ・メモリアエとして頻繁に紹介されるのが、本稿で扱う墓碑からの氏名の抹消の事例である。これらの多くは簡素な墓碑で、氏名や家族関係などの情報がわずかに記されているのみであり、氏名の抹消理由はほぼ推測に基づいてしまっている。このような史料状況において、唯一多くの情報を有しているのが、ユニア・プロクラの葬祭用祭壇である⁷。氏名の抹消の理由になったと推測される出来事への言及もあるこの祭壇の碑文では、氏名が抹消された人物に対する呪詛も記されている。公的処分としてのダムナティオ・メモリアエにおける「断罪」にも類似する、被抹消者に対する攻撃的な文言と、氏名の抹消に関連性はあるのだろうか。そして、その人物のメモリアを不名誉なものにすることが意図されていたのだろうか。

本稿では、この葬祭用祭壇の例を中心に、公的処分としてのダムナティオ・メモリアエと、文化現象としてのダムナティオ・メモリアエを比較することから、ダムナティオ・メモリアエの定義のあり方の検討を行ないたい。なお、皇帝に対するダムナティオ・メモリアエの典型例ともいえるのがドミティアヌスに対する処分であり、本稿がとりあげる墓碑もフラウィウス朝期のものであることから、主に紀元後1世紀後半の状況を検討の対象とする。まず第2章では、ダムナテ

⁶ Stewart, P., *Statues in Roman Society: representation and response*, Oxford, 2003, p. 267

⁷ Galleria degli Uffizi, inv. Sculture, n. 950; CIL VI 20905. この祭壇については、本稿で言及したもの以外にも Düttschle, H., *Die antiken Bildwerke in Oberitalien Vol. 3. Die antiken Marmorbildwerke der Uffizien in Florenz*, Leipzig, 1882, p. 500; Altmann, W., *Die römischen Grabaltäre der Kaiserzeit*, Berlin, 1905, p.97, no. 75; Strong, E., *La scultura romana da Augusto a Costantino*, Firenze, 1923, p. 125, fig. 79; Toynbee, J. M. C., *The Hadrianic School: a chapter in the history of Greek art*, Cambridge, 1934, pp. 203-204; Blanckenhagen, P-H von, *Flavische Architektur und ihre Dekoration, untersucht am Nervaforum*, Berlin, 1940, pp. 79-82; Muthmann, F., *Statuenstützen und dekoratives Beiwerk an griechischen und römischen Bildwerken: ein Beitrag zur Geschichte der römischen Kopistentätigkeit*, Heidelberg, 1961, p. 128; Gercke, W., *Untersuchungen zum römischen Kinderporträt von den Anfängen bis in hadrianische Zeit*, Hamburg, 1968, pp. 26-27 で取り上げられている。また、未見ではあるが Kleiner によると Boissard, J.J., *Antiquae statuæ urbis Romæ* (Frankfurt 1597) VI, 97; Montfaucon, B., *L'antiquité expliquée et représentée en images*, Paris, 1719, V, 492 にも言及がある。

イオ・メモリアエの定義を中心とした先行研究と、公的処分としてのダムナティオ・メモリアエについて概観し、文化現象としてのダムナティオ・メモリアエとの類似点・相似点を検討する際の基準を示す。第3章では本稿で中心として検討を行うユニア・プロクラの葬祭用祭壇を紹介し、氏名の抹消の背景を明らかにすることから、被解放自由人の墓碑における氏名の抹消理由を検討する。そして第4章では、公的処分としてのダムナティオ・メモリアエと比較することから、これらの行為をダムナティオ・メモリアエという言葉で括ることが可能かどうかを考察する。また、これらの検討を通じて、被解放自由人の葬祭モニュメントに対する認識の一端も垣間見てみたい。

2 ダムナティオ・メモリアエをめぐって

ダムナティオ・メモリアエ研究は、1936年のVittinghoffの著作に始まる⁸。彼の研究は主に法的側面から検討を行ったものであり、特に皇帝に対する処分を中心に神格化との対比や手続きの解明を行うなど、法的側面に力点が置かれていた。この視点を引き継ぐ形で、1990年代までのダムナティオ・メモリアエ研究は政治的・法的側面が中心となっていた。一方、1981年には美術史家のBergmannとZankerによって、ネロとドミティアヌスの彫像改変を取り上げた研究が行われた⁹。これをきっかけとして、美術史の観点からも研究が盛んに行われるようになり、同時に皇帝の彫像の破壊や改変行為をダムナティオ・メモリアエと称することが定着していった。2000年には歴史学、美術史学、碑文学、地誌学と様々な視点からダムナティオ・メモリアエを扱った論文集がアメリカで刊行され¹⁰、フランスでも同様の学際的なシンポジウムの開催や論文集刊行の動きが盛んになっていくなど¹¹、近年、ダムナティオ・メモリアエを様々な観点から検討する試みは、極めて活発に行われている¹²。

このような近年の研究動向において目を引くのが、既に述べたようにダムナティオ・メモリアエを文化現象として捉え、メモリアを断罪する行為全般を指すものとして用いる見方である。例えば、上述した美術史家のStewartと同様の見解を示しているのがLefebvreであり、ダムナティオ・メモリアエとは皇帝に対して元老院が行った行為だけでなく、都市や属州における、より口

⁸ Vittinghoff, *op. cit.*

⁹ Bergmann, M. and P. Zanker, "Damnatio memoriae: Umgearbeitete Nero- und Domitianporträts," *Jahrbuch des deutschen archäologischen Instituts* 96 (1981), pp. 322-326. なお同雑誌にはユリウス・クラウディウス朝の皇帝たちの彫像の改変を扱ったJucker, H., "Iulisch-claudische Kaiser- und Prinzenporträts als "Palimpseste," *Jahrbuch des deutschen archäologischen Instituts* 96 (1981), pp. 304-306も収録されているが、彫像を他の人物に作り替える行為をパリンプセストと称することは定着せず、Varnerのようにダムナティオ・メモリアエの一部として認識されている。Varner, E. R., *Mutilation and Transformation: damnatio memoriae and Roman imperial portraiture*, Leiden, 2004.

¹⁰ Varner, E. R. (ed.), *From Caligula to Constantine: tyranny & transformation in Roman Portraiture*, Atlanta, 2000.

¹¹ Benoist, S. (ed.), *Mémoire et Histoire: Les procédures de condamnation dans l'Antiquité romaine*, Metz, 2007; Benoist, S. and Anne Daguët-Gagey, A. (eds.), *Un discours en images de la condamnation de mémoire*, Metz, 2008.

¹² 近年の研究動向にかんしては、拙稿「ダムナティオ・メモリアエをめぐって」『西洋史論叢』31 (2009), pp. 39-48.

一カルな事例も含むものであるとしている¹³。そして、墓碑からの氏名の抹消の中でも、石工の彫り間違いの修正や風化したものなどを除いた、意図的なメモリアの抹消を示すものであるとも述べている¹⁴。また Carroll も、ダムナティオ・メモリアエはその人物の氏名やイメージといったメモリアを死後に「根絶」するものであり、皇帝などの高位の人物に対して用いられた手段であるものの、同様の行為が私的な葬祭モニュメントにおいても行われていたとしている¹⁵。だが、これに対する異論もある。例えば Flower は、葬祭モニュメントにおける私的な氏名の抹消は、メモリアを攻撃する公的な制裁の影響を受けたものであるとして、一線を画す存在に位置付けている¹⁶。

それでは、ダムナティオ・メモリアエをメモリアの破壊行為を総称するものとして捉えることは妥当なのであろうか？もちろん彼らも、従来の公的処分としてのダムナティオ・メモリアエと、文化現象としてのダムナティオ・メモリアエを同列に扱っているわけではない。しかし、ダムナティオ・メモリアエは単なる破壊行為とは異なるものである。それゆえ、私的な氏名の抹消をもダムナティオ・メモリアエという言葉で括るには、何らかの決定的な共通項が必要であるだろう。

では、そもそも公的処分としてのダムナティオ・メモリアエはどのようなものであったのだろうか。まず、ダムナティオ・メモリアエという言葉が近代に作られたテクニカルタームであり、古代にはこれらの処分を一括りにする言葉が存在しなかったことが示すように、個々の事例ごとに処分の内容は異なっていた。しかし、皇帝に対するダムナティオ・メモリアエの事例では、文献史料における簡潔な記述や、碑文や彫像に残された痕跡から、財産の没収や彫像と碑文の破壊が行われたことしか確認することはできない。このような史料状況において、少し時代は遡るものの、処分の内容を具体的に伝える唯一の史料が、ピソに対する紀元後 20 年 12 月 10 日の元老院の布告である¹⁷。これはあくまで 1 つの例であり一般化することはできないが、後の皇帝に対するダムナティオ・メモリアエもこのピソの事例の直系として発展していった結果であると考えられており¹⁸、ダムナティオ・メモリアエの意図を読み取ることは十分に可能である。この布告では、次のような処分が行われた。即ち、彼の死に対する哀悼の禁止、あらゆる場所からの彫像や

¹³ Lefebvre, S., "Damnatio Memoriae et Martelage réflexions sur les modalités de l'élimination des damnati," Desmulliez, J. and Hoët-Van Cauwenberghe, C. (eds.) *Le monde romain à travers l'épigraphie : méthodes et pratiques : actes du XXIV^e colloque internationale de Lille (8-10 novembre 2001)*, Lille, 2005, p. 232.

¹⁴ Lefebvre, S., "Les cités face à la damnatio memoriae: les martelages dans l'espace urbain," *Cahiers du Centre G. Glotz* 15 (2004), p. 192.

¹⁵ Carroll, M., *Spirits of the Dead: roman funerary commemoration in western europe*, Oxford, 2006, pp. 79-80.

¹⁶ Flower, *The Art of Forgetting*, pp. 10-11.

¹⁷ W. Eck, A. Caballos, and F. Fernández, *Das Senatus consultum de Cn. Pisone patre. Vestigia* 48, München, 1998; Potter, D. S. and Damon, C., "The Senatus consultum de Cn. Pisone patre," *AJP* 120-1 (1999), pp. 13-42.

¹⁸ Flower, H. I., "Memory Sanctions and the Disgrace of Emperors in Official Documents and Laws," in Haensch, R. (ed.) *Selbstdarstellung und Kommunikation: die Veröffentlichung staatlicher Urkunden auf Stein und Bronze in der römischen Welt: : internationales Kolloquium an der Kommission für Alte Geschichte und Epigraphik in München (1. bis 3. Juli 2006)*, München, 2009, p.419.

肖像の撤去、ピソと家族関係を持つものがイマギネス (*imagines*) を掲示する事の禁止¹⁹、カンブス・マルティウスに建てられたゲルマニクスの像からのピソの氏名の抹消、イリリウム以外のピソ所有の土地の没収、皇帝から贈与された資産の返還、ピソから没収された資産の半分を皇帝と元老院の名でピソの息子に贈与すること、父と同名である息子の名前を変えること、ピソの娘への嫁資の贈与などである²⁰。このように、ピソに対する元老院決議では、ピソの公的な場所における記録物は破壊され、彼の事績を家族が示すことは禁止されたものの、哀悼を除けば葬儀や埋葬も許可されており、彼の子孫には資産の保証もなされていた。すなわち、彼の業績の否定や公の場における存在否定が中心となっており、彼の存在そのものまでもが否定されたわけではなかった。そして、公的処分としてのダムナティオ・メモリアエは、単に当該人物の記録物を破壊するだけのものではなく、様々な処分が組み合わされた複合的な処分だったのである。

では、ダムナティオ・メモリアエはいかにして単なる破壊行為と区別できるのだろうか。まず、処分が被処分者の死後に議論が行われ、決議が發布されたという点がある²¹。また、公の場所からの彫像の破壊や撤去はパフォーマンスとして行われていたが²²、ネルウアの彫像のほぼ全てがドミティアヌスの彫像を再利用して彫られたものであるように、彫像の撤去、保管、彫刻家による再加工が秩序だてて行われており、紀元後1世紀末には処分を受けた皇帝の彫像リサイクルが定着していたと Varner や Huet は指摘している²³。すなわち、過去の「悪行」の恨みを暴力行為によってはらすことが目的ではなかったのである。そして、ピソに対する元老院決議で明らかのように、この行為が単なる物の破壊や記録の抹消でも、その人物の存在否定でもなく、その人物の公のメモリアのみを否定し、不名誉を付加する意図がこめられているという点があげられよう。このように公でのメモリアエの否定を意図していたことは、被処分者の氏名が、人目に触れにくい所に記されている事例やヒエログリフで名前が記された事例では残されていることから見て取れるほか²⁴、文学史料における過剰なまでにネガティブな人物像からも確認できるのである²⁵。

¹⁹ イマギネス (祖先の肖像) は家のアトリウムに掲示される他、葬祭儀礼にも用いられ、その家の由緒を示す役割を担っていた。 Cf. Flower, H. I., *Ancestor masks and aristocratic power in Roman culture*, Oxford, 1996; 毛利晶 「イマギネス・マヨールム考」『西洋史研究』31 (2002), pp. 1-27.

²⁰ *Senatus consultum de Cn. Pisone patre*, ll. 74-108. Cf. Cooley, A., "The Moralizing Message of the *Senatus Consultum de Cn. Pisone Patre.*," *Greece & Rome* 45-2 (1998), pp.199-212; Flower, H. I., "Rethinking "Damnatio Memoriae": The Case of Cn . Calpurnius Piso Pater in AD 20," *Classical Antiquity*, 17-2 (1998), pp.155-187.

²¹ Cf. Mustakallio, K., *Death and Disgrace. Capital Penalties with Post Mortem Sanctions in Early Roman Historiography*, Helsinki, 1994; Flower, op. cit., 1995.

²² Varner, E. R., "Punishment after Death: mutilation of images and corpse abuse in ancient Rome," *Mortality*, 6-1 (2001), pp.45-64; Huet, V., "Images et 'damnatio memoriae'," *Cahiers du Centre G. Glotz* 15 (2004), pp. 247-250.

²³ Varner, *Mutilation and Transformation*, pp. 125-135.

²⁴ Flower, *Art of Forgetting*, 2006, p. 242; Grenier, J.-C., "Les Inscription Hiéroglyphiques de l'Obélisque Pamphili", *MEFRA* 99-2 (1987), pp. 937-961. このオベリスクはドミティアヌスの治世下で行われた 80 年の大火後の復興事業の一環として建てられたものであり、碑文もローマで掘られたものである。

これまで見てきたように、公的処分としてのダムナティオ・メモリアエは単なる破壊行為とは一線を画す存在である。このようなコンテキストにおいて、私的なメモリアの破壊の事例からも、単なる破壊行為との区別を見いだせるような意図や、公的処分としてのダムナティオ・メモリアエとの類似性は確認できるのだろうか。次章では、ある被解放自由人の墓碑を具体的に取り上げながら、この課題の検討を行なっていきたい。

3 ユニア・プロクラの葬祭用祭壇における氏名の抹消

ローマ近郊のフラミア街道沿いで発見された²⁶、ユニア・プロクラの葬祭用祭壇 (altar) は、現在フィレンツェのウフィッツィ美術館に収蔵されており、紀元後 80 年頃のものであると推測されている (図 1) ²⁷。Kleiner による分析では、葬祭用祭壇を建てた人物の多くは皇帝所有の奴隷や被解放自由人であり、皇帝たちに関連する仕事に従事し、自らの奴隷を持つような人々であった。その他には氏族名からギリシャに出自を持つと推定される人々も多く、わずかではあるが騎士階級の例も存在する²⁸。また、葬祭用祭壇の費用を明示してある唯一の事例 (CIL VI 1924, Kleiner 54) では、祭壇の設置と墓の周辺のために 10000 セステルティウスを貯蓄していたが、それだけでは足りなかったため、この計画を完成させるために妻が追加の費用を提供したとされている²⁹。ユニア・プロクラの事例との明確な比較はできないが、このような葬祭用モニュメントの建設は費用のかさむものであり、ユニア・プロクラの葬祭用祭壇は、その中でも高価な部

²⁵ 前掲拙稿「政治手段としてのダムナティオ・メモリアエー悪帝ドミティアヌスの形成―」、pp. 16-18.

²⁶ Mansuelli によると、この祭壇の正確な出土地は不明であり、Vigna di Giov. Poggi, Vigna di Giulio III sulla Flaminia, Vigna orsini の 3 説がある。また、どの時期に誰によって入手され、フィレンツェへ運ばれたのかも不明である。Mansuelli, G. A. (ed.), *Galleria degli Uffizi. le sculture parte 1*, Roma, 1958, p.213

²⁷ 素材は大理石で、大きさは高さ 99 センチ、幅 63 センチ、奥行 51 センチ、正面の彫像は 24.5 センチである。この葬祭用祭壇の上部には穴があけられており、そこに骨が収められていたと推測される。祭壇の形状から、上部には別に製作された蓋部が載せられていたと考えられるが、現存していない。この祭壇の正面は次のように構成されている。祭壇の左右の角には上部にユピテル・アモン神が、下部には鷲が彫られており、ユピテル・アモン神から花輪が伸びている。その花冠の上部には、籠をひっくり返そうとする犬と、プットーが描かれている。花冠の下部では、グリフィンが雄牛を襲っている。祭壇の左側面には正面から続く花輪の他に、雄羊の頭部、水差し、二羽の鳥が描かれている。祭壇の右側面にも正面から花輪が続いており、雄羊の頭部、パテラ、果物かごと小動物が描かれている。Kleiner はこの少女の髪型が紀元後 80/81 年頃のものとして推測されるローマ国立博物館所蔵のユリア・ティティの肖像と類似していること、ユピテル・アモン神の髭の様式と花輪の様式もフラウィウス朝期のものと推測されることから、この祭壇を紀元後 80 年頃のものとして年代決定している。Daltrop, G. Hausman, U. and Wegner, M., *Die Flavier, Das römische Herrscherbild II, I*, Berlin, 1966, pp. 54-55, 118, pl. 42. Giuliano, A. (ed.), *Museo Nazionale Romano. Le sculture*, Roma, 1979, pp. 32-36, no. 15 (De Lachenal, L.); Kleiner, D., *Roman Imperial Funerary Altars with Portraits*, Roma, 1987, pp. 132-134.

²⁸ Kleiner, pp. 59-71. 皇帝家関連の人物の例が 27 例、祭司職が 11 例、騎士階級が 4 例が確認されている。

²⁹ Kleiner, p. 29; 177-178. この葬祭用祭壇は高さ 1.745m、幅 1.235m、奥行 0.755m、肖像の高さ 0.50m で、肖像の様式から紀元後 100 年頃のものとして見られている。祭壇上部にアカンサス文様の装飾があり、中央部に肖像が彫られており、肖像の下部に碑文が刻まれている。この祭壇はユニア・プロクラの事例の倍ほどの大きさがあり、装飾はやや簡素であるものの、彫像はより精緻である。

類に含まれるであろう³⁰。

この祭壇の正面下部には、次の碑文が刻まれている³¹。

マルクスの娘のユニア・プロクラの御霊に捧ぐ。〔彼女は〕8年11ヶ月5日生きた。哀れな父と母を悲嘆のなかに残して。(マルクスの被解放自由人である?) マルクス・ユニウス・エウフロシユヌスが自分自身と [[[妻の] ユニア・アクテ]] のために建てた。〔娘よ、どうか〕お前は、娘と両親の骨が、一つのところに安らぐことを許してくれ。〔そして、かつて〕 私たちのためにお前がしてくれたこと、それと同じことを、汝が汝自身のために期待してくれ。どうか私を信じてくれ、汝自身が、汝自身の〔良き娘であったことの〕証明となるのだ³²。

(訳文中の [[]] は碑文の意図的な抹消を示す)

この碑文には、幼くして亡くなった娘の死を嘆く、ローマ世界ではごくありふれた文章が刻まれている³³。し

³⁰ イタリア半島の碑文に刻まれた費用を取り上げた Dunkan-Jones の研究によると、確認できる埋葬費用の平均は 10,000 セステルティウスであり、被解放自由人の事例で最も安いものは 1,000 セステルティウス、最も高いもので 500,000 セステルティウスとなっている。しかしこの金額は、アフリカの碑文における埋葬費用の平均が 1380 セステルティウスであること、いわゆる葬儀組合 (collegia funeraticia) では入会金が 100 セステルティウス、年会費が 15 セステルティウス、宴会代が推定 60 セステルティウスということを見ると、ローマ社会全体で見れば、かなり高額であると言えよう。Cf. Kleiner, pp. 28-29; Toymbee, J. M. C., *Death and Burial in the Roman World*, London, 1971, pp. 253-254; Dunkan-Jones, R., "An Epigraphic Survey of Costs in Roman Italy," *Papers of the British School at Rome* 33 (1965), pp. 198-202; 坂口明「いわゆる『葬儀組合』について」『西洋古典学研究』50 (2002), pp. 67-77.

³¹ CIL VI 20905.

³² CIL VI 20905. Dis Manibus Iunia M. F. Proclae vix(it) ann(is) VIII m(ensibus) XI d(ies) V. Miseros / patrem et matrem in luctu reliqui[t]. Fecit M. Iuniu[s] M. L.[?] / Euphrosynus sibi et [[!!!!!!!]]e. Tu sine filiae et parentium in u[no ossa] / requ(i)escant; quidquid nobis feceris, idem tibi speres. Mihi crede; tu tibi testis[eris] なお、最後の一文の解釈として、Susini は主語を明確にせず、行動に見合った明らかな報奨、もしくは明らかな罰をほのめかすとしている。Mansuelli, G. A. (ed.), *Galleria degli Uffizi. le sculture parte 1*, Roma, 1958, pp.213-214. (Susini, G. C.) 一方、Grubbs は「汝」をユニア・プロクラとしつつ、汝の行動が汝の証人となるとしている。Grubbs, J. E., "Stigmata Aeterma: a husband's curse," *Vertis in usum : studies in honor of Edward Courtney*, München ; Leipzig , 2002, p. 230. 本稿では Grubbs の見解を参考に訳出した。

³³ Kleiner による帝政期の葬祭用祭壇を取り上げた研究では、収集された 130 点の祭壇のうち、20 点が両親から亡き我が子へ、17 点が父親もしくは母親から亡き我が子へ (ユニア・プロクラの例もここに含まれる) となっている (Kleiner, pp. 45-49)。また、Nielsen は CIL VI に収録された墓碑で家族関係が判読可能なものうち、21% が配偶者へ、16% が自分自身へ、15% が子供たちに捧げたものであるとしている。Nielsen, H. S.,

しかし特徴的なことに、この葬祭用祭壇が捧げられた3人のうち、最後の人物の名前が消されている。その理由を説明する手がかりとなるのが、正面の碑文よりも少し後の時期に刻まれた、祭壇背面の碑文である。

ここには、毒婦であり、狡猾な裏切り者で、残酷な心を持つ、被解放自由人のアクテへの永遠なる不名誉の烙印が記されている。爪を、彼女の首を縛るためのレダマ製の縄を、彼女の悪しき心を燃やすための燃え盛るピッチを。彼女は無償で解放され、姦夫に付き従い、主人を騙し、召使たち・女奴隷・少年奴隷をベッドに横たわる主人から奪った。それゆえに、放置され、奪われた老人だけが、絶望していたのである。そして、同じ不名誉の烙印をヒュンムスと、ゾシムスに付き従った者たちにも³⁴。



図2：Sepolcreto, Aquileia, Italia (2010年8月：執筆者撮影)

Toybee の分類による同様の葬祭用祭壇の設置例に従えば、この葬祭用祭壇はアクィレイアに現存する紀元後1世紀末から2世紀初めにかけて建設された墓地(図2)のように、道路に面して区画が並び、各区画の中央に葬祭用祭壇が置かれた形で設置されていたと考えられる³⁵。そのため、墓地の区画に立ち入った人には、背面の碑文を読むことも可能であっただろう。

この祭壇背面の碑文によって、祭壇正面から名前を抹消された人物は、妻のユニア・アクテであると推定できる³⁶。そして、アクテを名指しして烙印(stigmata)という言葉が記されている。烙印は犯罪者や罪を犯した奴隷に施される刺青であり、不名誉の象徴とされた³⁷。紀元後4年に交付されたアエリウス=センチウス法(lex Aelia Sentia)では、烙印がなされた人物は奴隷の身

“Interpreting Epithets in Roman Epitaphs,” in B. Rawson and P. Weaver (eds.) *The Roman Family in Italy*, New York, 1997, pp. 169-172.

³⁴ CIL VI 20905. Hic stigmata aeterna Acte libertae scripta sunt, vene / -nariae et perfidae dolosae duri pectoris: clavom et restem / sparteam ut sibi collum alliget, et picem candentem, pectus malum commurat suum. Manumissa gratis, / secuta adulterum, patronum circumscrispsit et ministros, ancillam et puerum lecto iacenti / patrono abduxit, ut animo desponderet solus / relictus spoliatus senex. E(t) Hymno [e]jade(m) sti[g]m[a]ta, / secutis Zosimum

³⁵ Toybee, J. M. C., *Death and Burial in the Roman World*, London, 1971, pp.78-81.

³⁶ Mansuelli, *op. cit.*, pp.213-214. (Susini, G. C.)

³⁷ Cf. Jones, C. P., “Stigma: Tattooing and Branding in Graeco-Roman Antiquity,” *JRS* 77 (1987), pp. 139-155; Grubbs, *op.cit.*, p. 236.

分から解放されても降伏外人（*peregrini dediticii*）に留まるとされており、アクテの悪行を永遠に刻みつけるものであると同時に、被解放自由人ならば望むことができた、将来の法的地位の上昇を制限する懲罰的な意図も含まれていたであろう³⁸。爪には埋葬された死者を守るという意味もあるが³⁹、この場合には呪詛文を刻んだ鉛のタブレットを束ねたり打ち付けたりする目的で用いられた鉄や銅製の爪形用具を示していると考えられる⁴⁰。また、爪そのものが、呪詛に苦痛や死の意味合いを負荷するという意見もある⁴¹。レダマ製の縄（*spartum*）についてはプリニウスが『博物誌』において言及しているが、日常生活から船の索具や建設作業まで、幅広く用いられる頑丈なものであり⁴²、磔刑などの刑罰にも用いられていた⁴³。ピッチ（コールタールピッチ）も処罰を行う際に用いられており、プラウトゥスも『捕虜』の中で熱したピッチを被処分者にかける行為に言及している⁴⁴。これらの物はいずれもアクテに懲罰的な行為を行うためのものであり、これらを書き記すことが、彼女への呪詛となっていたのである。

では続いて、アクテの名前が抹消された背景について考察してみたい。まず、表の碑文では彼女の名前は削り取られているものの、文字の配列と微かに判別できる最後の e の文字から、*Iunia Acte* と刻まれていたと推測できる⁴⁵。ここでは彼女の家名（*cognomen*）と氏族名（*nomen*）が記されているのに対し、背面では *Acte libertae* として、家名と被解放自由人の身分が記されている。奴隷の身分の時に使われていた名前のみを記し、被解放自由人の身分を強調している理由としては、碑文の後半に記されている「無償で解放され」たことが関係していると推測される。この解放について Grubbs は 2 つの可能性を提示している⁴⁶。1 つは、エウフロシュヌスとアクテは元々同じ主人に属する奴隷であり、かつ内縁関係（*contubernalis*）にあった。そして、先にエウフロシュヌスが奴隷の身分から解放され、アクテと正式に結婚するために彼女を無償で解放したというものである。もう 1 つは、アクテが後に奴隷と不倫をした上に出奔したという点から、エウフロシュヌスは被解放自由人もしくはその子孫で、将来の妻として自ら奴隷を購入し、妻としたというものである。いずれにせよ、彼女はエウフロシュヌスによって無償で解放されたにもかかわらず、彼にとってはその恩を仇で返すような行為を行った恨みが、被解放自由人としての立

³⁸ Gaius, *Institutes* 1. 13. *Lege itaque Aelia Sentia cauetur, ... quibusue stigmata inscripta sunt, ... et postea uel ab eodem domino uel ab alio manumissi, eiusdem condicionis liberi fiant, cuius condicionis sunt peregrini dediticii.*

³⁹ Alfayé Villa, S., "Nails for the Dead: a polysemic account of an ancient funerary practice," in Gordon, R. L. and Simon, F. M. (eds.) *Magical Practice in the Latin West*, Leiden, 2010, pp. 427-456.

⁴⁰ Ogden, D., "Binding Spells: curse tablets and voodoo dolls in the greek and roman worlds," in Ankarloo, B. and Clark, S. (eds.) *Witchcraft and Magic in Europe: Ancient Greece and Rome*, London, 1999, pp. 14.

⁴¹ Gager, J.G., *Curse Tablets and Binding Spells from the Ancient World*, 1992, Oxford, p. 18.

⁴² Plinius, *HN*, 19, 7-9.

⁴³ Plinius, *HN*, 28, 11.

⁴⁴ Plautus. *Capt.* 3, 4, 65.

⁴⁵ Henzen, *ad loc.* in *CIL VI*.

⁴⁶ Grubbs, *op. cit.*, pp. 232-233.

場を強調した正面碑文と背面碑文の名前の表記の違いに強調されている。また、彼女の名前の違いからは、彼女が元の主人やエウフロシユヌスの庇護から放逐されたということも推測できる。

このように強い恨みが込められているものの、背面碑文には葬祭用祭壇正面の碑文における名前の削除についての言及はなく、アクテの名前も明確に刻まれている。古代ローマにおいて呪いをかける場合、呪いの対象者は明確に記されるのが通例であったため⁴⁷、この背面碑文においても彼女の名前は記されていると考えられよう。しかし、同一モニュメントに名前が残されていることから、公的な処分の事例のように名前を消すことによって彼女の存在をモニュメントから否定する意図は読み取ることができない。もっとも、呪いをかける場合は、鉛製タブレットに呪詛を刻み、呪詛を託す死者の墓の中に入れるというのが広く用いられていた手段であった⁴⁸。そして墓碑に直接呪詛の碑文を刻む事例は、管見ではこの葬祭用祭壇以外に確認できない。しかし、手段は多少異なるものの、碑文の文言は呪いのタブレットに刻まれた呪詛と酷似している。また、墓という場所は呪いをかけるために最も適した場所であると考えられていた⁴⁹。紀元前3世紀から紀元後3世紀まで、地中海世界において広く用いられていた「半開きのドア」のモチーフが示すように、葬祭モニュメントは現世と死後の世界をつなぐものと認識されていた⁵⁰。それゆえ、埋葬された死者に呪いの仲介者となることを期待して、呪詛を刻んだ鉛製タブレットが墓の中に入れていたのである⁵¹。成人の場合は皇帝などの公共記念物の場合を除き死後に英雄や神と関連付けられることは稀であるが、早世した子供は死後に英雄や神と関連付けられることもあった⁵²。それゆえ、エウフロシユヌスが早世した娘の墓に呪いを刻んだという意見もある⁵³。このように、背面の碑文は彼女の行為を私的に断罪するものであり、公的処分と同様に、氏名の抹消も懲罰的な意味合いをこめて行われた可能性が高い。

一方、公的処分としてのダムナティオ・メモリアエとは大きく異なる点も存在する。それは、当初はこの墓にアクテも埋葬されるはずであったものの、背面の碑文に記された事態の後に、彼女がこの墓に埋葬される可能性はほぼ皆無になっていたという点である。公的処分の場合には、その人物に不名誉を付加する目的こそあれ、あくまで、当時の権力者の意向に沿わせるために行われていたのであり⁵⁴、ここまで明確に状況に対応させる必要はなかった。だがアクテの場合には、彼女はこの墓碑の改変が行われる以前にエウフロシユヌスのもとを離れてしまっており、既に建てられていた墓の記された記録を修正する必要があったのである。

⁴⁷ Gager, *op.cit.*, pp. 18-14.

⁴⁸ Ogden, *op. cit.*, pp.15-23.

⁴⁹ Gager, *op.cit.*, pp. 18-21.

⁵⁰ 閉じた扉はハデスが支配する死後の世界を、開いた扉は永遠の生を象徴しており、半開きの扉を含む3種類すべてのモチーフが用いられた葬祭用祭壇が現存している。Haarløv, B., *The Half-Open Door: A Common Symbolic Motif within Roman Sepulchral Sculpture*, Odense, 1977, pp. 19-21; 55-56.

⁵¹ Gager, *op.cit.*, pp. 18-21.

⁵² Kampen, N. B., "Biographical Narration and Funerary Art," *AJA* 85 (1991), p. 55.

⁵³ Grubbs, *op. cit.*, p. 234.

⁵⁴ 前掲拙稿「政治手段としてのダムナティオ・メモリアエー悪帝ドミティアヌスの形成一」、pp. 21-27.

これまで見てきたように、この氏名の抹消には2つの理由が想定できる。1つは背面の碑文に記された呪いのように、懲罰的な意味を込めて氏名を抹消したというもの。もう1つは、背面の碑文に記された夫婦間の諍いにより、ユニアがこの墓に埋葬されなくなり、この状況に対応させるために碑文を修正し、氏名を抹消したというものである。当然のことながら、これら2つの可能性の双方が、氏名の抹消には関連している。そこで次章では、墓に対する認識も視野に入れながら、墓碑からの氏名の抹消とダムナティオ・メモリアエとの関係について考察していきたい。

4 被解放自由人の墓における氏名の抹消とダムナティオ・メモリアエ

さて、公的処分としてのダムナティオ・メモリアエと被解放自由人の墓碑における氏名の抹消のような文化現象としてのダムナティオ・メモリアエには、双方を1つの言葉で括ることを可能にするような、明確な共通点は存在するのだろうか。第2章で述べたように、公的処分としてのダムナティオ・メモリアエには単なる破壊行為との差異を示す要素が存在した。被処分者の死後に処分が決定され、衝動的な破壊行為として行われたのではなく、不名誉の付加が目的とされていたという3つの要素は、ダムナティオ・メモリアエを文化現象として捉える際に扱われる事例にも確認することはできるのだろうか。

墓碑からの氏名などの記録の抹消は、決して稀なものではなく、ある程度の事例を確認することができる。例えば、ラテン碑文集成第6巻（都市ローマ）では50件が確認できるほか⁵⁵、可能性のあるものも37件ある⁵⁶。「大地が遺骸を、石がその名を、そして大気が魂をとどめる」というルーマニアのティビスクム出土の墓碑に記された有名な碑文があるように⁵⁷、墓碑に刻まれた氏名は、その人の存在を示す重要なものであった。特に被解放自由人にとっては、自らの名を残すほぼ唯一の重要な自己表現手段であった⁵⁸。実際、ラテン碑文集成第6巻では、墓碑の約75%が被解放自由人、もしくはその子孫のものであると考えられている⁵⁹。

⁵⁵ CIL VI 2246; 7699; 8874; 9394; 9764; 10347; 10427; 10507a; 10582; 11486; 11807; 13033; 13061; 13923; 14231; 15551; 18361; 19003; 19312; 20082; 20105; 20905; 21515; 22675; 23083; 23515; 23575; 23658; 23808; 24619; 25961; 26175; 26226; 27233; 27339; 27838; 28055; 29406; 30287; 30985; 31587; 32317; 33903; 34590; 34971; 37309; 37375; 37490; 37617; 38417.

⁵⁶ CIL VI 1284; 1761; 2324; 2577; 3620; 5449; 6078; 8800; 11063; 12571; 13475; 13885; 14700; 15153; 16154; 16780; 16801; 16895; 17822; 18957; 19705; 19784; 19787; 22892; 23304; 24478; 24627; 28410; 30955; 31771; 32040; 33971; 34110; 34282; 39106; 39111; 39119.

⁵⁷ CIL, III 3247. Terra tenet corpus, nomen lapis, atque animam aer. Cf. Donati, A. Epigrafia romana: La comunicazione nell'antichità, Bologna, 2002, p. 54.

⁵⁸ Zanker, P., "La tomba come luogo di autorappresentazione," *Un'arte per l'impero*, Milano, 2002, pp. 133-156.

⁵⁹ Taylor, L. R., "Freedmen and Freeborn in the Epitaphs of Imperial Rome," *AJP* 82-2 (1961), pp. 113-132.

まず、氏名の抹消が被処分者の死後に行われたかどうかであるが、これはユニア・プロクラの葬祭用祭壇の事例でも明らかのように、生前に建てられた墓において、被処分者の存命中に氏名の抹消が行われた事例は複数存在する。また、複数の人物の連名の墓では、死

去した際の年齢が書かれていない限り、その人物の死後に氏名の抹消が行われたとは断定できない。次に、衝動的であったか否かという点であるが、これは氏名の抹消箇所からある程度の推測ができる。ユニア・プロクラの葬祭用祭壇では、アクテの氏名は高さ1センチほどの文字の大きさであるため、写真から確認することは困難であるが⁶⁰、他の事例はいずれも、のみのような工具を用いて氏名が抹消された痕跡が確認できる（図3）。これは碑文を掘る前に石碑の表面を平らにならす工程の痕跡と類似しており⁶¹、堅い石を加工していることからしても、石工が依頼を受けて工具を用いて氏名の抹消を行った可能性がある。すなわち、投石のような衝動的な暴力行為の結果とは考えにくいのである。そして最後に、墓碑からの氏名の抹消も、ダムナティオ・メモリアエのような断罪や不名誉の付加を意図して行われたと言えるかという問題がある。前章で紹介したユニア・プロクラの葬祭用祭壇の事例では、氏名の抹消との明確な関連性は見いだせないものの、アクテを断罪しようとするエウフロシュヌスの意思が見て取れる。しかし、このような明確な意図を示している事例は他にはない。もちろん氏名の抹消は、その墓における当該人物の存在を否定するものである。しかし Nielsen によると、墓はローマで家族的性質よりも個人的な性質を持っており、個人的に別の墓を建てた可能性もある⁶²。あくまで例外的な事例ではあろうが、ポンペイのガイウス・ムナティウス・ファウストゥスとナエウオレイア・トゥケの墓のように、夫が自らと妻の墓を建てているにもかかわらず、妻も自らと夫の墓を建てており、墓が重複している例すら存在する⁶³。

一方で、アクテの事例で想定された氏名の抹消の理由の1つである、墓の建立後に生じた新たな状況に対応させるために、墓碑を改変するという事例は他にも確認できる。例えば、Lefebvre はエメリタ・アウグスタ（現在のスペイン、メリダ）で発見された紀元後1世紀の墓碑を紹介し

⁶⁰ ウフィッツィ美術館の所蔵であるが、2010年9月現在、Mansuelli がカタログの中で示している第2回廊には設置されていない。

⁶¹ Buonopane, A., *Manuale di Epigrafia Latina*, Roma, 2009, pp. 61-66.

⁶² Nielsen, H. S., "Interpreting Epithets in Roman Epitaphs," in Rawson, B. and Weaver, P., (eds.) *The Roman Family in Italy*, New York, 1997, p.172.

⁶³ Hope, V. M., "Contempt and Respect: The treatment of the corpse in ancient Rome," in Hope, V. M. and Marshall, E. (eds.) *Death and Disease in the Ancient City*, London, 2000, p.107. ここでは、夫はノチェーラ門墓地に、妻はエルコラーノ門墓地に墓を建てている。

ている⁶⁴。妻と妻の親族に対して建てられたこの墓碑では、墓の建立者である男性の名前が削除され、碑文の末尾に、おそらく娘と考えられる人物の名前と「このモニュメントもしくは墓は他の相続人に受け継がれない」という文言が追記されている。そのため Lefebvre は、この墓の権利は夫ではなく娘に引き継がれ、何らかの事情で不要となった夫の名が消されたという家族関係の変化を理由として、墓碑の改変が行われたとしている。また、Carroll が紹介している事例では、夫と妻の墓碑に於いて妻の氏名が別の氏名が削られた上に刻まれており、妻であるという言及が書き加えられている⁶⁵。そして、Carroll はこの他にも事例を紹介しつつ、離婚を原因として行われた氏名の抹消も存在したとしている⁶⁶。いずれもユニア・プロクラの事例のように明確な背景が判明しているわけではなく、推測に基づくものではある。しかし、家庭の状況の変化に伴って墓碑を改変することは、墓を生前に建てることもあり、更に建て替えるほどの余裕のない被解放自由人にとって、極めて稀な事例ではなかったと考えられる。すなわちこのような氏名の抹消行為は不名誉の烙印を伴う行為があろうとなかろうと、行われた可能性が高いのである。

では、そもそも墓に手を加えるという行為自体は、どのように受け止めるべきなのであろうか。『学説彙纂 (Digesta)』に収録された紀元後 2 世紀前半のケルススの記述によると、墓はメモリアを保管する場所として機能するだけでなく⁶⁷、死者の埋葬が行われた後には神聖な場所 (locus religiosus) となった⁶⁸。この「宗教性 (religiosus)」という言葉についてガイウスは、『法学提要 (Institutes)』の中で、神法 (Divini iuris) に属するものは、天の神々に捧げられる神聖物 (res sacrae) と、地下の神々に捧げられた宗教物 (res religiosae) であり、これらはいかなる者の財産にも帰属しないとしている⁶⁹。そして、死者が土地に埋葬されると、その場所は宗教物となることも述べている⁷⁰。この見解について Harrer は、紀元前 1 世紀のアエリウス・ガッルスの際には既にできあがっていたと推測している⁷¹。このように、墓が神聖性を持っており、一旦埋葬が行われて宗教物になると、神聖であるがゆえに不可侵であるとされていた⁷²。このことは、紀元後 3 世紀頃の記述になるが、敵 (hostis) の墓は宗教性を持たないため暴力行為を行ってもよいという規定にも現れている⁷³。だが、このような規定の存在は、墓に対する破壊行為が頻繁に行われ

⁶⁴ ILLER, 3559; AE, 1983, 494; Lefebvre, S. "Damnatio Memoriae et Martelage: Réflexions sur les modalités de l'élimination des Damnati," *Le monde romain à travers l'épigraphie : méthodes et pratiques*, Lille, 2005, pp. 237-239. なお、Lefebvre はこの事例を「私的なダムナティオ・メモリアエ」と称している。

⁶⁵ CIL XII 4949.

⁶⁶ Carroll, *op. cit.*, pp. 190-196.

⁶⁷ Ulpianus in *Digesta* 11. 7. 2. 5. "Monumentum est, quod memoriae servandae gratia existat."

⁶⁸ Ulpianus in *Digesta* 11. 7. 2. 5. "Sepulchrum est, ubi corpus ossave hominis condita sunt. Celsus autem ait: non totus qui sepulturae destinatus est, locus religiosus fit, sed quatenus corpus humatum est."

⁶⁹ Gaius, *Institutes* II 3; 4; 9. 尚、用語の訳出には佐藤篤士 監訳「ガイウス『法学提要』(IV)」『早稲田法学』74-1 (1998), pp. 1-25 を参考にした。

⁷⁰ Gaius, *Institutes* II, II 6.

⁷¹ Harrer, G. A., "A Meaning of Religiosus," *Classical Philology* 19-1 (1924), p. 83.

⁷² Donati, *op. cit.*, pp. 63-64.

⁷³ Pauls 27 ad ed. praet. in *Digesta* 47.12.4. "Sepulchra hostium religiosa nobis non sunt: ideoque lapides inde

ていたことをも示している。例えば、紀元後2世紀以降、イタリア半島やガリアでは「斧のもとに捧ぐ」という一節が広く使用されるようになる。これは斧の形が葬祭モニュメントに刻まれることでも表現され、墓が宗教的な意味を持ち、墓が守られていることを象徴的に示すものであった⁷⁴。すなわち、墓を守護するモチーフが頻繁に確認できるほど、墓は様々な破壊行為などにさらされていたことになる。また、この斧のモチーフの出現以前にも、墓碑の中で墓を破壊する行為を行った者に肉体的な苦痛を願うような文言も確認できる⁷⁵。このように、法律上、宗教上では墓は神聖不可侵なものとして位置づけられていたものの、現実には破壊行為にさらされていた。すなわち、氏名の抹消を含む墓の碑文の改変も、望ましいものではなかったかもしれないが、特殊な行為ではなかったと想定できるだろう。

これまで見てきたように、墓碑からの氏名の抹消と公的処分としてのダムナティオ・メモリアエには多くの差異が存在する。両者の間には、単なる衝動的な破壊行為ではないという共通点は確認できるものの、それぞれのメモリアの破壊行為の意図は大きく異なっていた。特に、墓碑からの氏名の抹消が必ずしも不名誉の付加や断罪を意図して行われたとは言えない点は重要である。ダムナティオ・メモリアエを文化現象としても捉えようとする研究者たちは、墓碑からの氏名の抹消もメモリアの破壊行為であるとみなしているが、上述してきたように、名前が消されたということだけでは公的処分のようなメモリアの破壊や否定に直結するものではない。破壊行為の際に対象者が生存しており、その墓が唯一無二のものではない可能性もある。そしてエメリタ・アウグスタの事例のように「破壊行為」ではなく「修正行為」である考えられる事例すら存在するのである。これらのことを考慮すると、公的処分としてのメモリアの破壊行為と私的な墓碑からの氏名の抹消を、ダムナティオ・メモリアエという1つの言葉で括るとするのは、やや強引であると言えるのではないだろうか。

5 おわりに

本稿では、ダムナティオ・メモリアエというテクニカルタームの範囲について検討してきた。従来ダムナティオ・メモリアエは、「国家の敵」とされた人物に対して元老院が決議したメモリアの断罪を目的とする処分として扱われてきた。しかし近年、ダムナティオ・メモリアエ研究が歴史学のみならず美術史学や碑文学の観点からも行われるようになる中で、ダムナティオ・メモリアエの対象範囲を広げ、メモリアを破壊する文化現象全般を示すものとして捉える見解が生じている。けれども、文化現象としてのダムナティオ・メモリアエとして頻繁に引き合いに出される墓碑における私的な氏名の抹消では、文化現象としてのメモリアの破壊をもダムナティオ・メモリアエという言葉で括ることを可能にするほどの、公的処分との決定的な共通項は存在しない。

sublatos in quemlibet usum convertere possumus: non sepulchri violati actio competit”

⁷⁴ “sub ascia dedicavit” Cf. Hope, V. M., *Death in Ancient Rome: A Sourcebook*, London and New York, 2006, p. 167.

⁷⁵ CIL VI 36467=ILS 8184.

まず、皇帝に対する元老院の決議のような公的処分としてのダムナティオ・メモリアエは、単なる破壊行為とは一線を画す存在であった。特に、死後にメモリアの破壊行為が決議された点、衝動的な破壊行為ではない点、不名誉の付加を目的としていた点は重要である。だが、墓碑からの氏名の抹消では、投石などによって衝動的に破壊されたのではないものの、氏名の被抹消者の死後に行われたかも定かでなく、不名誉の付加を目的としたとは言い切れない。むしろ、このような被処分者のメモリアの断罪を目的とするのではなく、単なる記録の修正である事例も含まれている可能性が極めて高いのである。また、このような墓碑の事例では、残された情報の少なさをゆえに、背景となっているコンテクストを再構成することはほぼ不可能に近い。そのため、氏名が抹消されているだけでは、メモリアの破壊を目的とした行為であるとは言い切れないのである。

これまで見てきたように、彫像や碑文などのメモリアの表象物に対する破壊行為全般をもダムナティオ・メモリアエというテクニカルタームで括る見解には問題があると考えられる。ダムナティオ・メモリアエの文字通りの意味としては、メモリアの破壊や断罪が想起される⁷⁶。しかし、公的処分としてのダムナティオ・メモリアエに鑑みると、彫像や碑文などの破壊行為は処分の一側面に過ぎず、名誉の抹消と不名誉の付加を目的とした様々な処分が複合的に行われていた。そもそもダムナティオ・メモリアエが、このような処分を示すために作られた近代の造語であることを考えると、言葉通りの意味のままに用いるのではなく、処分としてのコンテクストを意識して用いなければならない。ダムナティオ・メモリアエという言葉は、簡便さと言葉が与えるインパクトの強さのためか、メモリアの破壊行為全般を示すものとして安易に使われてきたが、改めてダムナティオ・メモリアエを定義付ける必要が生じている。本稿では文化現象としてもダムナティオ・メモリアエを用いることが可能かどうかについて取り上げたが、今後は公的処分としてのダムナティオ・メモリアエ自体についても、再定義しなければならないだろう。

また、ダムナティオ・メモリアエという言葉を用いることには問題があるものの、皇帝や元老院議員を中心とした政治的・法的側面を対象を限定せず、より広くローマ世界におけるメモリアの改変行為を検討することには大きな意味がある。特にローマ社会においてメモリアの改変行為がどのように行われていたのかという問題は、ローマ人の記憶・記録に対する意識、信頼性、絶対性を探る手がかりにもなるのである。そして、従来はダムナティオ・メモリアエという言葉に引きずられる形で、主に記録の破壊行為のみに焦点が当てられ、記録の追加や変更も行われていたことはあまり注目されてこなかった。記録を消すということだけではなく、このように、メモリアの改変行為を包括的に検討することは、ローマ人が過去や記録をどのように認識していたのかという問題を解明する一助となるのではないだろうか。

⁷⁶ 日本でダムナティオ・メモリアエは「記憶抹消の刑」(青柳正規『皇帝達の都ローマ：都市に刻まれた権力者像』中央公論新社, 1992年, p. 272)、「記憶の抹消」(南川高志『ローマ皇帝とその時代』創文社, 1995年, p.148)、「記憶の断罪」(新保良明『ローマ帝国愚帝列伝』講談社, 2000年, p. 11ff.)、「記録抹消処分」(ローレンス・ケッピー著, 小林雅夫／梶田知志訳『碑文から見た古代ローマ生活誌』原書房, 2006年, p. 30ff.)、「記憶の抹殺」(サルスティウス著, 合阪學／鷲田睦朗訳『カティリーナの陰謀』大阪大学出版会, 2008年, p. 33, n. 3)などと訳されている。

付記：本稿は平成 22 年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の成果の一部である